

平成23年度

所管事項の概要

平成23年5月

教育委員会

目 次

経営企画分野

教育総務室	1
予算経理室	3
教育改革室	4

教育支援分野

人材政策室	6
福利・給与室	8
学校施設室	10

学校教育分野

高校教育室	11
小中学校教育室	13
特別支援教育室	15
生徒指導・健康教育室	18
人権教育室	20

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室	22
スポーツ振興室	26

研修分野

研修企画・支援室	30
研修指導室	32

経営企画分野

《教育総務室》

室長 平野 正人生
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の策定及びその推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「三重県教育ビジョン」の推進と進行管理
- (2) 総合計画の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (3) 重要事業の策定に関する総合調整
- (4) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (5) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) リーフレット「きょういく三重」の発行
本県の教育の現状をグラフ、図表等によってわかりやすく表現し、県民や外来者等に対する説明資料として活用します。
- (2) 教育委員会ホームページの管理
- (3) 「学校名簿」の作成
県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。
- (4) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育委員会公報の発行

教育委員会公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

5 公益法人等の監督及び指導

教育委員会関係の公益法人、特例民法法人、移行法人に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

一般教育、学校教育、社会教育、文化財保護の各分野において、功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義使用の承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。

9 情報業務の推進及び調整

教育委員会の情報業務の推進や電子情報のセキュリティー対策を行います。

10 「くものすネットワークシステム」の管理運営

県立学校のすべての教職員が教育活動でパソコンを活用できるインフラとしての「くものすネットワーク」を管理運営するとともに、パソコンの更新を行います。

11 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

12 防災の推進

教育委員会の防災体制や公立学校の防災教育を推進します。

《予算経理室》

室長 加藤 正二
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算を調整し、事務局の経理をとりまとめます。

2 県立学校の運営

県立学校を適正に維持管理し、運営するために、助言・指導を行います。

3 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

4 地方教育費調査

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費等の調査を行います。

《教育改革室》

室長 藤田 曜久
(電話 059-224-3008)

1 学校経営品質向上活動の推進

公立小中県立学校における教育活動の質の向上をはかるため、学校経営品質向上活動に積極的に取り組み、学校自らが対話と気づきによる継続的な改善活動を行うことにより、児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めます。

また、教育委員会においても事務局経営品質向上活動に取り組みます。

- (1) 小中県立学校のリーダー（校長・教頭）や推進者等を対象とした集合研修を実施
- (2) 学校や地域の実態に応じた個別的な支援を行うため、学校や地域からの要請に応じて出前研修を実施
- (3) 県内8地域にアセッサーと各校推進者で構成するブロック会議を設置し、ブロック内にある学校間の連携・協力を支援
- (4) 成果事例を共有するため実践事例交流会を開催
- (5) 全市町教育委員会を訪問し、連携を強化

2 学校評価の推進

市町教育委員会と連携・協働して、三重県型「学校経営品質」を基盤とした学校評価の取組を進めます。

- (1) 全県立学校へ学校関係者評価を導入
- (2) 市町教育委員会と連携し、有効な評価モデルを構築
- (3) 教職員や学校関係者評価委員等を対象とした研修等を実施

3 教育改革の総合的な推進

社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応するため、従来の高等学校教育を見直し、県立高等学校の特色化・個性化の推進や公立・私立の高等学校のあり方など、学習者の視点に立ち教育改革を総合的に推進します。

4 三重県教育改革推進会議

本県における様々な教育課題について、より多面的、専門的な見地から調査検討を行うとともに、国が進める教育改革の動きをふまえ、三重の教育のあり方を広い視野から検討します。

5 県立高等学校再編活性化計画の推進

「県立高等学校再編活性化第三次実施計画（平成20～23年度）」を推進

します。また、計画期間が平成23年度で終了することから、推進状況について検証し、今後の県立高等学校の再編活性化のあり方について検討を進めます。

6 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業生数は年度ごとに増減を繰り返しながら、全体として減少が続くことが予想されることから、三重県公立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的に行います。

7 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進に係る支援

調査研究校及び関係市町教育委員会に対し、制度導入に向けた支援を行うとともに、既に制度が運用されている学校や関係市町教育委員会との連携を進めます。

また、本制度による成果について、広く県内に発信し、制度の普及拡大に向けて取り組めます。

教育支援分野

《人材政策室》

室長 木平 芳定
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制及び教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力定着、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における学級編制標準の見直しを受け、小学校1年生での35人学級を標準として学級編制を実施します。こうした学級編制のもとで、小学校1、2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)を引き続き実施するとともに、中学校においては、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振り替えられる制度も継続します。

また、小中学校において、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援するため、教職員を配置します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、教職員の人事配置を適切に行うとともに、各学校の教育を支援するため、校長の意見を十分尊重した人事を行います。

また、人材活用をはかるため、昇任選考、勤務評定等を適切に行います。

2 教職員の採用

一般教養、専門教科等の筆答試験とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、教員としての適性や人物評価を重視した採用試験を実施し、教育者としてふさわしい優れた人材を採用します。

教職員採用選考試験 一次試験 7月21日

二次試験 8月19日～28日

3 教職員等の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新制

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制を円滑に実施するとともに、制度の見直し等については、国の動向を注視し、適切に対応します。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状や上級免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教職員等への対応

指導が不適切であると考えられる教職員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への対応策として、研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等をはかります。

(5) 新たな教職員等評価制度の推進

目標管理を通じた能力開発型の新たな教職員の評価制度の導入を進めます。

4 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を社会において活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者を教職員として再任用します。

5 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムの適正な運用をはかることにより、各学校における正規及び代替教職員の人事配置、定数管理、人事異動等の管理業務に要する作業の簡素化・効率化をはかります。

6 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化をはかるとともに、教育行政を円滑・効果的に推進するための職員を配置します。

7 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、公務上又は通勤に起因する教職員の災害に対する補償を行います。

8 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性を主張し、適切に対応します。

《福利・給与室》

室長 福本 悦蔵
(電話 059-224-2950)

1 教職員等の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理及び支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与及び旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、其他人件費等の予算経理及び決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求及び決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福祉対策

(1) 県立学校教職員の健康管理

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町等教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

心の健康問題の早期発見と適切な対応及び再発防止のために「三重県立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、研修事業、心の相談事業、復職支援制度、健康審査会等を行います。

(4) 子ども手当の支給

「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、子ども手当を支給します。

(5) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、職員住宅の維持管理を行います。

(6) 勤労者財産形成貯蓄事業

勤労者財産形成促進法に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、年金財形貯蓄、住宅財形貯蓄の手続を行います。

(7) 教職員生涯生活設計の支援

教職員及び退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、生涯生活設計実施計画に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員及び家族の医療給付、年金、宿泊施設等の管理運営、人間ドック等の健康保持増進事業等を実施します。

(9) 財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員及び家族の医療補助、各種給付、貸付事業等を実施します。

《学校施設室》

室長 大森 邦彦
(電話 059-224-2955)

1 県立学校の施設整備

(1) 耐震補強・改築

安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能確保のため、耐震補強・改築工事を行います。

(2) 高等学校の再編活性化にかかる施設の整備

県立高等学校再編活性化実施計画に対応した施設整備を行います。

(3) 特別支援学校の施設整備

県立特別支援学校整備実施計画に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設等の改修

老朽化した施設・設備の改修を行います。

(5) バリアフリー化等への対応

エレベーター整備、トイレ改修等の施設整備を行います。

2 学校財産の維持管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

電気設備、合併浄化槽、給排水施設等の保守点検、管理を行います。

3 市町等立学校の施設整備の支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく国庫負担等事業の適正な執行のための支援を行います。

4 市町等立学校の設置及び廃止等の認可・届出

学校教育法第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

学校教育分野

《高校教育室》

室長 齋藤 俊彰
(電話 059-224-3002)

1. 確かな学力等の育成

(1) 学力向上対策支援事業

学力の定着・向上について共通の課題を持った高等学校が集まり、課題解決の方策を検討、協議するとともに、公開授業や研究協議会等を実施し、県全体の学力の向上をはかります。

①進学指導向上対策検討会 ②普通科高校学力定着・向上検討会

(2) 新学習指導要領に対応した授業実践研究事業

高等学校学習指導要領に示された各教科等における具体的な教育方法のあり方等について、公開授業や研究協議会、先進校視察等の実施により実践研究するとともに、研究発表会の開催等により成果の共有をはかります。

(3) 明日のみえを創る高校生育成事業

高校生の科学技術に対する知識や関心を深めるとともに、実践的な英語力を向上させるため、理数教育や英語教育の工夫改善をはかります。

(4) 医学部等進学向上対策支援事業

医学部等理系学部への進学を希望する生徒を対象に、講義や講演会、医療現場見学会等を開催し、医療分野や科学技術分野で活躍する人材の育成をはかるとともに、医師不足解消の一助とします。

(5) 地域との絆を育む高校生支援事業

高校生による地域活性化に向けた取組や、地域への貢献活動を支援するとともに、将来、自立した社会人として地域に貢献する意識を醸成します。

(6) 集まれ高校生支援事業

「高校生フェスティバル」等を開催し、高校生が制作した作品の展示や学習成果の発表等の機会を設け、生徒の学習意欲の向上をはかるとともに、高等学校の取組を広く県民に紹介します。

(7) 指導主事による県立高等学校への指導、助言

生徒の学力向上などの教育課題に対応するため、指導主事の県立高等学校への訪問や県立高等学校の教員を対象とした研修会等を通じて、教育課程の実施や学習指導のあり方等について指導、助言及び支援を行います。

2. 国際理解教育及び外国人生徒教育の推進

語学指導等を行う外国青年を招致し、国際理解教育を充実させます。また、

外国人生徒に対する日本語指導や進路指導のあり方を検証し、体系化します。

- (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業
- (2) 外国人生徒の日本語習得支援緊急雇用創出事業

3 キャリア教育の推進と就職対策

各学校段階を通じた系統的なキャリア教育を推進するとともに、各県立高等学校の特色に応じた多様なキャリア教育を支援します。また、引き続き厳しい雇用状況が予想される中、就職を希望する高校生の進路実現がはかれるよう、就職支援を行います。

- (1) キャリア教育バージョンアップ事業
- (2) インターンシップ等受入事業所拡大・充実緊急雇用創出事業
- (3) 県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業
- (4) 就職指導スキルアップ事業

4 情報教育の推進

- (1) 情報教育充実支援事業

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

- ① 情報教育機器設備充実事業
- ② 県立学校情報コンテンツ管理事業

5 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上をはかるとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

- (1) 高校芸術文化祭事業
- (2) 学校部活動振興事業（文化部活動にかかるもの）

6 教育設備の充実

- (1) 設備充実費

産業教育用設備、理科教育用設備、定時制教育設備等の計画的な整備をはかるとともに、老朽化の著しい機器を更新します。

- ① 産業教育設備費
- ② 理科教育等設備整備費
- ③ 定時制教育設備費

7 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校及び県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

《小中学校教育室》

室長 西口 晶子
(電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 学力の定着・向上

① 学力の定着・向上に関する事業

児童生徒の国語、算数・数学、理科の学力の向上をはかるため、学力向上アドバイザーをモデル地域の小中学校へ派遣し、授業改善の方策等について指導・助言を行うなど、学力向上に向けた学校のPDCAサイクルの確立を支援します。

- ・国語力向上支援事業
- ・理数教育充実支援事業

② 小学校における理科の授業の充実に関する事業

小学校5、6年生の「理科」の観察・実験等の体験的な学習の時間に「理科支援員」を配置して教員の支援を行うことにより、理科の授業の充実・活性化と教員の指導力の向上をはかります。

- ・理科支援員配置事業

③ 伝統や文化に関する教育の充実に関する事業

中学生用学習教材「三重の文化」の活用を推進し、新学習指導要領が重視する言語活動の充実や伝統・文化に関する教育の充実をはかります。

- ・「ふるさと三重」教育推進事業

(2) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上とその一層の充実をはかるため、学校・地域の実態等に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対して支援を行うとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等の普及をはかります。

- ・道徳教育総合支援事業

(3) 指導主事による学校等への指導

児童生徒の学力向上などの教育効果を上げるため、指導主事が学校を訪問するほか、地域別会議を実施し、各学校への指導、助言及び支援を行います。

(4) 教科用図書に関する事業

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施します。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明会を実施して、給与事務の円滑な実施をはかります。

2 学習環境の充実

(1) 幼児期からの一貫した教育の連携

子どもたちが社会へ巣立つまでの一貫した三重の人づくりを推進するため、地域住民、保護者、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携してネットワークを築き、子どもたちの長所や課題を学年や校種を越えて共有し、長所を伸ばし、課題を克服する取組を推進します。

- ・幼児期からの一貫した教育の連携推進事業

(2) 読書活動の充実

児童生徒の国語力の向上をはかるため、本とともに児童生徒の感想や本の紹介などを学校間で定期的にリレーし、これらの取組を「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動、学校図書館を利用した授業の実施につなげます。

- ・生き生き読書リレー推進事業

3 外国人児童生徒教育の充実

(1) 就学支援及び受入体制の整備

外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応を行います。また、昨年度に引き続き、外国人児童生徒教育コーディネーターを派遣し、学校の受入体制の整備をはかります。

- ・外国人児童生徒教育専門員の配置
- ・外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣
- ・外国人児童生徒受入体制整備事業

(2) 初期の日本語指導及び学校生活への適応指導の充実

生活言語の習得に必要な初期の日本語指導や、学校生活への適応指導の充実をはかります。

- ・外国人児童生徒巡回相談員の配置
- ・「初期適応指導教室」（日本語の初期指導等を集中的に行う機関）への支援

(3) 学習言語習得のための効果的な日本語指導及び進路指導の推進

外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。また、子どもたちの進路選択を支援します。

- ・外国人児童生徒の学習支援事業
- ・進路ガイダンスの開催

《特別支援教育室》

室長 飯田 幸雄
(電話 059-224-2961)

1 特別支援教育育ちサポート充実事業

(1) 早期からの教育支援の充実

就学前の子どもや保護者への一貫した教育支援を行うことにより、子どもの特性に即した対応や適切な教育支援を行います。また、子どもや保護者を支える地域での一貫した就学支援体制及び教育支援体制を構築します。

- ・就学相談・教育支援体制推進指定地域の指定 5市町
- ・育ちサポートコンサルタントによる助言・指導
- ・育ちサポート充実研修会・研究協議会等の開催

(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮

就学前の子どもの発達にかかる就学相談等の支援体制の整備、組織的な助言・指導等の充実をはかります。

- ・指定校の指定 2校(県立盲学校・県立聾学校)
- ・障がいの特性に応じた教材・教具の開発や就学前の子どもに関する研修会の実施
- ・県立特別支援学校における小中学校等への地域コーディネーター派遣

(3) 就学指導の充実

三重県障害児就学指導委員会条例に基づき、障がいのある子ども及び保護者への早期からの一貫した支援体制を整備し、円滑な就学指導を推進します。

- ・市町の就学指導と連携した、就学相談、発達相談、地域支援への取組
- ・市町等就学指導委員会連絡会議等の開催 県内5地区各2回
- ・県障害児就学指導委員会及び専門員会議の開催 各1回

2 進路希望実現・就労自立支援事業

(1) 進路希望実現・就労自立支援事業

自立した一人の県民として社会参画し、自己選択・自己決定を果たすべく、生徒一人ひとりの可能性を引き出した進路希望の実現、就労を希望する生徒の就労への意欲、関心の向上、就労先開拓と雇用創出の強化をはかります。

(2) 雇用促進のための人材活用事業

高等部を卒業する生徒の進学先および就労先の確保を目的に、就労支援総括コンサルタント(1名)、就労支援コンシェルジュ(1名)、就労支援エリアコンサルタント(3名)を配置し、職域開発支援員との連携によって迅速かつ組織的な就労支援を推進します。

(3) 就労支援データベース化事業

特別支援学校が取り組んできた雇用や実習受入のための訪問先企業のデータベース化を行い、情報整理及び分析を通して就労につなげます。

3 発達障がい支援フォローアップ事業

(1) 発達障がい支援フォローアップ事業

発達障がい支援モデル地域（3地域）における、発達障がいのある児童生徒への指導・支援体制に関する研究を実施するとともに、小中学校の情報を高等学校へ円滑に移行するための体制づくりを進めます。また、高等学校における巡回相談等により、適切な指導と支援を充実させます。

(2) 特別支援教育体制整備支援事業

小中学校等への巡回相談員の派遣や理解啓発向けの研修会等の実施及び通級による指導や特別支援学級等の弾力的運用に関する研究を実施し、各市町における特別支援教育の体制整備の充実をはかります。

また、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、各市町における特別支援教育の中核的な役割を担う人材育成を進めます。

4 障がいのある児童生徒のキャリア教育推進事業

特別支援学校の児童・生徒の卒業後の充実した地域社会生活、社会参画と自立実現のために、小学部から高等部までの一貫したキャリア教育を推進するとともに、ビルメンテナンス、農業、接客サービス等の職業に関するコース制を導入した教育課程の編成、学習環境の整備、職場体験実習を中心とした教育を推進します。

5 特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するためポルトガル語通訳を派遣します。通訳を派遣することにより、子どもの学習支援や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等の作成、個別面談に係る情報共有を行うなど、学習支援や生活支援に取り組みます。

6 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業

特別支援学校に職域開発支援員を配置し、企業（事業所）への職場開拓のための企業交渉や理解啓発を行うとともに、職業教育の改善や本人及び保護者に対する就労についての意識の高揚をはかることにより、就労率の向上を目指します。

7 特別支援学校メディカルサポート推進事業

経管栄養・痰の吸引・導尿等の医療的ケアを要する児童生徒の教育と健康

を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減をはかるため、県の指定する特別支援学校において、常勤講師（看護師免許所有）が医学研修を受けた教員と協働し、国及び県が示す対応を実施します。

そのため、医療機関との連携体制の構築や研修内容の充実など、特別支援学校における医療的バックアップ体制の整備を進めます。

8 特別支援学校児童生徒増加等に伴う整備支援事業

在籍児童生徒の増加、学校施設の狭隘化等の各特別支援学校の緊急な課題に対応するために、近隣の教育施設の活用や学習に係る消耗品を充実させるなど、教育環境の充実をはかります。

9 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、桑員地域における特別支援学校（仮称）の開校に向け、旧桑名高等学校衛生看護分校校舎内の環境整備を進めます。

引き続き、特別支援学校の緊急課題や適正規模化及び配置等の諸課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、整備を推進します。

10 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒の就学に伴う保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の促進及び普及奨励に取り組みます。

11 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校の通学バスを運行することにより、児童生徒の通学の安全を確保します。

城山特別支援学校	3台	稲葉特別支援学校	3台
盲学校	1台	玉城わかば学園	6台
度会特別支援学校	4台	杉の子特別支援学校	3台（分校含む）
西日野にじ学園	6台	伊賀つばさ学園	4台
北勢きらら学園	6台	東紀州くろしお学園	3台（分校1台）
県有（リフト付）	1台		

12 特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校における在籍児童生徒数の増加により生じた長時間通学の解消及び安定運行のために、スクールバスを計画的に配備することにより、通学環境の整備を進めます。

1 生徒指導の充実

(1) 生徒指導対策事業

- ① 教職員の生徒指導に関する資質を高めるとともに、学校の生徒指導体制の充実をはかるため、生徒指導リーダー教員養成講座を実施します。
- ② 専門的な知識や経験を持った生徒指導特別指導員を小中学校、高等学校に派遣し、問題行動へ適切に対応するための指導体制を支援します。

(2) 児童生徒支援事業

- ① 不登校への取組を、一次支援（未然防止）、二次支援（初期対応）、三次支援（復帰支援）の3領域の視点でとらえ、学校や教育支援センターへの支援を進めるなど、それぞれの領域において、適切な対応を推進します。
- ② 具体的な取組をさらに充実させるため、未然防止、早期発見・早期対応に係る調査研究（問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究）を市町等教育委員会と協働して進めます。

(3) スクールカウンセラー等活用促進事業

- ① 学校にスクールカウンセラーを配置して、いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対応するとともに、教育相談体制の充実及び教員の資質の向上に努めます。
- ② 教育相談担当者等研修会などを実施して、各学校におけるスクールカウンセラーとコーディネーターの連携した取組を一層充実します。
 - ・スクールカウンセラーの配置 266校（小 76校、中 159校、高 31校）
2名（県教育委員会に配置）
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置 4名（県教育委員会に配置）

(4) ケータイ・ネット対策事業

児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、保護者および学生ボランティアによる「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

(5) ハートフル相談員配置事業

児童生徒の問題行動の未然防止をはかるため、地域の人材を活用して、児童や保護者が悩み等を気軽に相談できる「ハートフル相談員」を小学校39校に配置します。

(6) 学校問題解決サポートチーム活動事業

児童生徒の問題行動や多様化する保護者・地域住民からの要望など、学校だけでは対応できない問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等を含めた「学校問題

解決サポートチーム」を設置し、指導・助言するとともに、必要に応じて弁護士と連携をして支援します。

(7) 学校支援アドバイザー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等に対応するため、「学校支援アドバイザー」3名を県教育委員会に配置します。依頼があった学校及び教育委員会に派遣し、専門的な知識・技術を用いて生徒の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した援助を行うなどの支援を行います。

2 健康教育の充実

(1) 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

- ① 児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するため、協議会を設置し、健康課題の解決をはかります。
- ② 協議会で作成した計画をもとに、地元医師会等の協力を得て、学校に各診療科の専門医を派遣して、教職員の資質向上及び地域保健との連携体制の確立をはかります。

(2) スクールヘルスリーダー派遣事業

- ① 多様化した児童生徒の心身の健康課題に対応するため、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣します。
- ② スクールヘルスリーダーは校内研修の講師や個別対応が求められる児童生徒への対応方法等について指導助言を行い、現代的な健康課題に適切に対応できる環境の改善をはかります。

(3) 防犯教育実践事業

- ① 生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためにワークショップを取り入れた学習プログラムの実施及び生徒や教職員、保護者等を対象に、防犯意識を高めるための講演会等の開催の支援を行います。
- ② 生徒等の主体的な防犯活動を行うための防犯用品等について支援を行います。

(4) 子ども安全・安心サポート事業

通学途中の不審者等による声かけ事案などへの対応策として、「登下校安全指導員」を地域や学校の状況等に応じて、市町等教育委員会及び県立学校へ配置し、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。

(5) 学校食育推進事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するための体制整備をはかるとともに、家庭、地域及び関係団体との連携・協力による地場産物を活用した学校給食や食育を推進するモデル事業等を実施します。

《人権教育室》

室長 川島 三由紀

(電話 059-224-2732)

1 人権教育の推進

「人権が尊重される三重をつくる条例」や「三重県人権施策基本方針」の趣旨をふまえ、「三重県人権教育基本方針」に基づき、学校や地域社会において人権教育の推進をはかります。

2 人権教育の総合的な推進

(1) 人権教育総合推進事業

人権教育を充実・発展させるため、県内6地域（北勢地域・中勢地域・松阪地域・南勢地域・伊賀地域・東紀州地域）において多様な主体が地域の資源を活用しながら、推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進めます。また、人権教育に関する専門性を有するリーダーを育成します。

- ①持続可能な人権教育のための調査研究事業
- ②人権教育専門性向上促進事業
- ③「開かれた学校づくり」支援事業

(2) 広報研究事業

人権教育に関する調査研究を行うとともに、人権学習教材「わたしかがやく」を活用する上での最新情報や資料をホームページ等で発信します。また、県内教職員等からの人権教育に関する相談を行います。

3 学校教育における人権教育の推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

すべての子どもの人権感覚を育成しながら、学力・進路を保障する取組の充実をはかるため、県立学校において、大学の研究者等と連携した実践研究を実施し、その成果や取組を公開、発信します。

(2) みんなですすめる人権学習指導資料研究開発事業

県立学校における人権教育の総合的・系統的な推進をはかるため、人権教育ガイドラインにある個別的な人権問題の解決に向けた「人権学習指導資料」を作成し、その実践検証及び活用促進をはかります。

(3) 学校教育研修事業

すべての学校で人権教育を推進していくため、小中・県立学校の管理職等を対象とした研修や、人権教育基本方針や人権教育ガイドラインに関する研修会を実施します。

(4) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

基本的人権の尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、人権教育研究推進事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進めます。

4 社会教育における人権教育の推進

社会人権教育総合推進事業

市町教育委員会等の多様な主体と協働し、子ども、保護者、地域住民等と一緒に人権活動を展開していく「仕組みづくり」を推進し、その実践を県内に発信します。

①人権教育実態把握事業

②市町人権教育主管課長会議

③「多様な主体とつくる人権教育」キャラバン事業

5 その他

進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴う経過措置として、貸与及び返還・免除を行います。

社会教育・スポーツ分野

《社会教育・文化財保護室》

室長 野原 宏司

(電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制整備事業

地域における社会教育推進体制整備のための環境づくりをはかります。

・三重県社会教育委員の設置 7名

(2) 社会教育関係者の交流の場づくり事業

県内全体の社会教育を振興するため、社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や意見交換、人材育成等を行います。

(3) 鈴鹿青少年センターの管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて心身ともに健全な青少年の育成をはかるため、鈴鹿青少年センターを運営します。

(平成18年4月から、(財)三重県体育協会を指定管理者として指定)

(4) 熊野少年自然の家の管理運営

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成をはかるため、熊野少年自然の家を運営します。

(平成22年4月から、(有)熊野市観光公社を指定管理者として指定)

(5) 学校支援地域本部事業

5市町に52学校支援地域本部を設置し、地域のボランティア等を活用した学校教育支援体制づくりを推進することにより、学校教育の充実と地域住民の学習成果活用機会の拡充をはかる事業を補助します。

・補助対象市町：鈴鹿市、津市、松阪市、名張市、明和町

(6) 子どもの読書活動推進事業

「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進のための環境づくりについて、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進します。

また、緊急雇用創出事業を活用し、県内25小中学校に図書館の環境整備を行う職員をモデル的に20名配置します。

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

文化財の保存と活用に関する重要事項について、調査・審議し、指

定等の答申、重要事項について建議を行います。

銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護するため、審査・登録を行います。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、優良個体の審査・登録を行います。

ア 文化財保護審議会

三重県文化財保護審議会を年2回開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

イ 銃砲刀剣類登録審査会

津市：5月17日・8月30日・11月15日・1月31日

尾鷲市：10月18日 (新規登録6,300円、再交付3,500円)

ウ 天然記念物紀州犬審査会

津市：5月22日 (無料)

エ 天然記念物日本鶏審査会

斎宮歴史博物館：5月15日 (無料)

② 指定文化財管理

指定文化財等の保護管理のための巡視調査と保護管理事務を行います。

ア 文化財パトロール (県文化財保護指導委員設置要綱)

イ 文化財保護連絡会議

ウ 国・県指定文化財の保存管理への支援

エ 国・県指定文化財の現状変更等の事務

③ 文化財保護事業

指定文化財等の保護事業に対して補助し、適正な文化財保存と活用をはかります。(計20件予定)

ア 国指定文化財保護 (8件)

イ 埋蔵文化財緊急調査 (5件)

ウ 特別天然記念物カモシカ食害対策 (3件)

エ 県指定文化財保護 (4件)

(2) 天然記念物保存対策事業

保護対策上、調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

①天然記念物食害対策

ア 特別天然記念物カモシカ鈴鹿山地通常調査 (モニタリング調査)

イ 特別天然記念物カモシカ紀伊山地通常調査 (モニタリング調査)

②天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。

③オオサンショウウオ緊急調査事業

特別天然記念物オオサンショウウオの生息状況を調査し、保護管理指針の改定を行います。

(3) 世界遺産熊野古道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携した取組を進めます。

- ・セミナー「熊野古道と文化的景観」の開催（2回）

（6月12日：紀北町、9月25日：熊野市）

(4) 活かそう美し国の文化財事業（予定18件）

「美し国三重」の貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

- ①国指定等文化財保護（15件）
- ②埋蔵文化財緊急調査（2件）
- ③県指定文化財保護（1件）

(5) 伊勢路と海の民俗文化財調査事業

①伊勢路を結ぶ石造物調査事業

熊野古道伊勢路のうち、世界遺産未登録の街道沿線の石造物調査を行い、登録部分と未登録部分を結ぶことにより歴史的資産の価値を高めます。

②海女習俗基礎調査事業

志摩地方を中心とした海女（女性素潜漁）習俗の民俗調査を実施し、基礎的な情報を収集します。

3 埋蔵文化財センター

(1) 管理運営

①管理運営

埋蔵文化財センターの管理運営及び落合古墳群等出土鉄製品の保存処理を行います。

また、埋蔵文化財センターが収蔵する文化財の適切な保管をはかるとともに、センター通信、埋蔵文化財年報、研究紀要の刊行や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を通じて、発掘資料の幅広い活用を積極的にはかります。

ア 普及啓発事業

出土文化財の展示公開事業を開催するほか、児童生徒及び教職員が生きた教材として埋蔵文化財を活用できるよう、出前講座を実施します。

また、センター通信、埋蔵文化財年報、研究紀要を発行します。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術の修得のため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を実施し、文化財保護行政の充実や学校教育、生涯学習の場における活用を推進します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

受益者負担が生じる県公共事業地内における埋蔵文化財の状況を確認するとともに、破壊を免れない部分の緊急発掘調査を実施して記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

①受託発掘調査事業

国、中日本高速道路に係る埋蔵文化財について、委託を受け、記録保存のための発掘調査を行います。

ア 一般国道23号中勢バイパス

イ 一般国道475号東海環状自動車道

ウ 中日本高速道路新名神（近畿自動車道名古屋神戸線）

エ 宮川河川改修 等

②発掘調査公開活用事業

発掘調査成果に対する県民の理解を深めるために、体験事業や資料の展示公開を実施します。

《スポーツ振興室》

室長 村木 輝行
(電話 059-224-2985)

1 子どもの体力向上

(1) スクールスポーツライフ支援事業

① 学校体育充実・体力向上推進事業

- ア 教科体育・保健体育の指導力の向上をはかる研究協議会・講習会を開催します。
- イ 教科保健体育での武道指導の充実をめざした武道段位認定講習会を実施します。
- ウ 新体力テストの普及・定着に向けた説明会・研究協議会を開催します。
- エ 児童生徒の体力・運動能力調査の実施及び結果の集計や報告をします。
- オ 学校体育研究団体等への指導・助言をします。

② 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

中学校の運動部活動における指導者不足や、武道の必修化に向けた対応などの課題を解決するため、地域のスポーツ人材の活用をはかります。

③ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上学校支援事業

- ア 子どもの体力向上支援委員会を設置し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析や、実践研究校による実践交流会を開催します。
- イ 実践地域に地域部会を設置し、実践研究校の連携や各校の実践研究を支援します。
- ウ 各実践研究校において、体育科・保健体育科を中心とした教育実践を行い、子どもの体力向上に向けて取り組みます。

(2) 子どもたちの元気づくり推進事業

モデル市町を指定し、学校が体力向上に関する取組の実践研究を行うとともに、体育活動支援員を配置し、体育活動等の支援・指導を行い、子どもたちの運動機会の拡充と授業の工夫改善をはかります。

(3) 運動部活動指導者充実事業

高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣するとともに、指導力向上のための研修会を開催します。また、運動部活動への関心を高めるため、県内外の大会において優秀な成績を収めた生徒や指導者を顕彰します。

(4) 運動部活動支援事業

①学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

②全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③全国・ブロック体育大会派遣費補助

中学校の全国体育大会及び高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

2 地域スポーツの推進

(1) スポーツ環境づくり推進事業

①スポーツ振興審議会

三重県スポーツ振興審議会を開催し、本県のスポーツ振興の基本方針について審議します。

②県立学校体育施設開放事業

県民がいつでも、どこでもスポーツに親しめる場と機会を提供するため、県立学校の体育施設を開放します。

③生涯スポーツの推進

市町生涯スポーツ担当者、体育指導委員等の資質の向上をはかるための研修会等を開催します。

(2) 生涯スポーツ推進事業

①広域スポーツセンター事業

総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着をはかるため、広域スポーツセンターを核として、クラブ関係者の資質向上のための研修会開催やクラブ訪問、スポーツ情報の積極的な発信に取り組みます。

②広域スポーツセンター運営に係る雇用創出事業

広域スポーツセンターの円滑な運営及び業務推進のために業務補助職員を雇用します。

(3) スポーツ活性化支援事業

①顕彰事業

全国大会や国際大会で優秀な成績を収めた団体・個人を、「三重県スポーツ賞」において表彰します。

②情報収集・発信事業

スポーツに関する研修会や会議を通じて情報収集をはかるとともに、全国大会等における本県の競技力の分析及び調査を行い、様々なスポーツ情報をホームページ等により広く県民に発信します。

③各種大会支援事業

みるスポーツの機会を提供し、県民のスポーツに対する関心を高めるため、本県で開催される全国規模の大会を支援します。

ア 全日本大学駅伝対校選手権大会

イ 都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会

ウ 全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会

④スポーツ団体等活性化事業

本県のスポーツを振興するため、(財)三重県体育協会が行う事業等を支援します。

ア スポーツ指導者体制の充実

イ 競技スポーツの充実

ウ 総合型地域スポーツクラブの育成及び啓発

エ スポーツ医科学の研究と普及

オ スポーツ少年団の育成強化

また、武道の普及・振興をはかるため、(財)三重県武道振興会が行う事業等を支援します。

⑤大規模大会開催調査・研究事業

東海ブロックにおいて開催が予定されている全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会に向けて、調査及び関係団体との連絡・調整を行います。また、今後、本県において開催が予想される2巡目の国民体育大会について、すでに開催した県や今後開催を予定している県の状況を調査・研究し、関係団体との情報共有をはかります。

(4) みえスポーツフェスティバル開催事業

9月、10月の土・日曜日を中心に66種目を県内各地で開催し、広く県民にスポーツ・レクリエーションの場を提供します。

(5) 選手派遣事業(生涯スポーツ)

誰もが親しめるスポーツ種目の普及・振興と県民の参加・交流をはかるため、全国スポーツ・レクリエーション祭に県選手団を派遣します。

・全国スポーツ・レクリエーション祭

栃木県 11月5日～11月8日

(6) 美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業

これまでの実施状況、成果や課題の検証をふまえ、市町、大会関係者等と協議を進め、第4回開催に向けて取り組みます。

3 競技スポーツの充実

(1) みえのスポーツ強化事業

オリンピックや国民体育大会など国内外の大会で活躍できる選手を養成するため、競技団体が実施する強化活動の支援などの競技力向上や指

導者養成、ジュニア競技者発掘に取り組みます。

(2) 選手派遣事業（競技スポーツ）

県民のスポーツに関する興味・関心を高めスポーツ活動を促進するため、国民体育大会に本県代表選手、監督を派遣します。

ア 本大会 山口県 10月1日～10月11日

イ 冬季大会 岐阜県、愛知県

1月28日～2月1日（スケート、アイスホッケー）

岐阜県 2月14日～2月17日（スキー）

ウ 国民体育大会東海ブロック大会

三重県 5月21日～8月28日（32競技）

4 スポーツ施設の整備運営

(1) スポーツ施設整備運営調整

県営スポーツ施設の管理等に関する事務を行うとともに、昭和63年に策定された「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直しを行います。

(2) 県営松阪野球場

施設の管理運営を指定管理者（松阪市）に委託し、効果的な運営を行うとともに、利用しやすくスポーツに親しめる場を提供します。

(3) 県営ライフル射撃場

施設の管理運営を指定管理者（三重県ライフル射撃協会）に委託し、効果的な運営を行うとともに、利用しやすくスポーツに親しめる場を提供します。

(4) 県営総合競技場

①管理運営

管理運営を指定管理者（三重県体育協会グループ）に委託し、県の中核的なスポーツ施設として効果的な運営を行うとともに、利用しやすく楽しくスポーツに親しめる場を提供します。

②施設整備

安全で快適なスポーツ施設としての機能充実をはかるため、必要な施設整備を行います。

(5) 県営鈴鹿スポーツガーデン

①管理運営

管理運営を指定管理者（三重県体育協会グループ）に委託し、県の中核的なスポーツ施設として効果的な運営を行うとともに、利用しやすく楽しくスポーツに親しめる場を提供します。

②施設整備

安全で快適なスポーツ施設としての機能充実をはかるため、必要な施設整備を行います。

研修分野

《研修企画・支援室》

室長 水本 潤一
(電話 059-226-3512)

1 分野にかかる庶務・経理及び財務管理

- (1) 研修分野の庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行します。
- (2) 研修分野の施設管理・財産管理を行います。

2 分野にかかる事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、研修分野の各事業を実施します。

- (1) 研修分野の運営基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築及び研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣・内地留学・社会体験研修・県外研修等）の実施・調整

3 教育支援

今日的な教育課題についての調査研究を行うことを通して、より多くの教育情報を学校に提供するとともに、学校の授業改善に向けた活動や新たな校内研修のあり方など、学校が抱える課題の解決に向けた取組方法等を明らかにして、学校や教職員に対する支援体制の強化をはかります。

- (1) 教育課題に対する調査研究
- (2) みえの教職員授業力向上支援事業の企画運営
- (3) 情報サービス
 - ①各種教育情報・資料の提供
- (4) 科学体験教室
 - ①プラネタリウム教室
 - ②ふれあい科学教室
 - ③ふれあい天文教室

4 教育相談

教育相談を通して、子どもたちの心の問題等に適切な援助を行うとともに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から専

門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談
- (2) 教育相談講演会の企画運営
- (3) 教育相談専門研修の企画運営
- (4) 教育相談テーマ別研修
- (5) 教育相談エキスパート研修（上級講座修了者等対象研修）の企画運営
- (6) 教育支援センター研修の企画運営
- (7) 教育相談担当者研修の企画運営
- (8) スクールカウンセラー研修の企画運営
- (9) 学校における教育相談活動の支援
- (10) セクシュアル・ハラスメントに関する相談

5 指導力向上支援

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修及び職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (2) 研修受講者への指導助言

《研修指導室》

室長 辻村 大智
(電話 059-226-3572)

1 基本研修

より質の高い教育活動を行うため、教職員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起をはかります。また、授業力の向上をめざすため、授業力向上プロジェクト事業による研修を実施します。

- (1) 教諭研修 (初任、5年、10年)
- (2) 養護教諭研修 (新規採用、5年、10年)
- (3) 学校給食栄養管理者研修 (新規採用栄養教諭、新任栄養教諭、5年学校栄養職員(本年度、対象者なし)、10年学校栄養職員)
- (4) 学校事務職員研修 (新規採用、4～6年、9～11年、主査、リーダー等)
- (5) 管理職研修 (新任教頭、新任校長)
- (6) 特別支援学級等新担当教員研修
- (7) 幼稚園等教員研修 (新規採用、10年)
- (8) 常勤講師等研修 (常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員)

2 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上をめざします。

- (1) 情報教育研修 (情報モラル、プレゼンテーション等)
- (2) 教員ICT活用指導力向上講習会

3 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および指導技術の向上をめざします。

- (1) 各教科、道徳、環境教育、健康教育、授業改善研修 (県立学校教科教育研究会との連携講座)

4 テーマ研修

今日的な教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施します。

- (1) 人権教育研修
- (2) 特別支援教育研修
- (3) 外国人児童生徒教育研修
- (4) 多文化共生教育研修

- (5) 乳幼児教育研修
- (6) 教育講演会（三重の教育談義）
- (7) 喫緊教育課題対応研修

5 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化及び技能・技術の向上をめざします。

- (1) 養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修
- (9) コーチング研修

6 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

7 ネットDE研修

インターネットを利用したeラーニングシステムにより、教科、教育情報や今日的な教育課題等の講座をパソコンで「いつでも・どこでも・なんどでも」受講できる環境を引き続き整備します。